

平成30年教育委員会 第6回定例会

- 1 日 時 平成30年6月28日(木) 13時30分開会 15時45分開会
- 2 場 所 教育委員会庁舎3階 第1会議室
- 3 出席委員
- | | |
|------|---------|
| 教育長 | 林 秀 樹 |
| 教育委員 | 笹 谷 純 代 |
| 教育委員 | 小 澤 倭文夫 |
| 教育委員 | 荒 田 純 司 |
| 教育委員 | 常 見 幸 司 |
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員
- | | |
|-----------------------|---------|
| 教育部長 | 飯 田 敬 |
| 教育部次長 | 須 藤 慶 子 |
| 教育部市立学校適正配置担当次長 | 石 崎 政 嗣 |
| 学校教育支援室長 | 中 島 正 人 |
| 学校教育支援室主幹(指導担当) | 大 山 倫 生 |
| 学校教育支援室主幹(学務担当) | 成 田 和 陽 |
| 学校教育支援室主幹(市立学校適正配置担当) | 佐々木 雅 一 |
| 教育総務課長 | 笹 山 貴 史 |
| 施設管理課長 | 伊 藤 雅 浩 |
| 生涯学習課長 | 海 谷 昌 弘 |
| 生涯スポーツ課長 | 丸 田 健太郎 |
| 図書館副館長 | 石 塚 則 子 |
| 教育総務課総務係長 | 安 藤 英 明 |
| 教育総務課総務係 | 会 沢 秀 紀 |
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議 題
- 議案第1号 稲穂小学校学校運営協議会委員の任命案
- 議案第2号 小樽市スポーツ推進審議会委員の委嘱案
- 議案第3号 市立小樽図書館協議会委員の任命案
- 報告第1号 平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書調査委員会における教科用図書調査研究の観点について
- 報告第2号 公立高等学校配置計画案(平成31年度～33年度)及び平成31年度公立特別支

援学校配置計画案について

- 報告第3号 小樽市文化芸術審議会委員の委嘱案について
- 報告第4号 第30回おたる運河ロードレース大会について
- 報告第5号 学校施設のブロック塀について
- 報告第6号 小樽市立学校における働き方改革行動計画について
- その他
 - ・学校施設のひる石について
 - ・日本遺産の追加認定について
 - ・寄附採納について

8 議 事

林教育長 ただいまから、教育委員会第6回定例会を開会いたします。
本日の会議の議事録署名委員に、小澤倭文夫委員を御指名させていただきます。
はじめにお諮りいたします。報告第6号「小樽市立学校における働き方改革行動計画について」は会議規則第13条第1項第5号により非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に御審議していただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 では、そのように進めさせていただきます。
それでは、議案第1号 稲穂小学校学校運営協議会委員の任命案について説明をお願いします。

議案第1号 稲穂小学校学校運営協議会委員の任命案

学校教育支援室主幹(学務担当) 議案第1号 稲穂小学校学校運営協議会委員の任命案について、御説明いたします。

平成30年4月から稲穂小学校にコミュニティ・スクールが導入され、学校運営協議会が設置されたことに伴いまして、先の教育委員会第3回定例会において委員10名を任命しましたが、その際、まだ決まっていなかった委員2名を今回、新たに任命するものです。2枚目の委員名簿案を御覧ください。

今回新たに、対象学校の運営に資する活動を行う者として、稲穂小学校PTAサポート部長の石森由美子氏、対象学校の教職員として秋口雄太氏の任命を提案するものです。

石森氏は以前から図書ボランティアの活動を熱心にされていた方で、今回各ボランティアの取りまとめ役であるPTAサポート部長に就任されました。

また、秋口氏は昨年度、コミュニティ・スクールの立ち上げに向け組織された稲穂小学校コミュニティ・スクール推進委員会の委員として活動されていた教員です。

なお、委員の任期は、他の委員同様平成32年3月31日までとなります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

林教育長 ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

林教育長 それでは、そのように承認したいと思います。
それでは、議案第2号 小樽市スポーツ推進審議会委員の委嘱案につきまして説明をお願いします。

議案第2号 小樽市スポーツ推進審議会委員の委嘱案

生涯スポーツ課長 議案第2号 小樽市スポーツ推進審議会委員の委嘱案について、御説明申し上げます。

小樽市スポーツ推進審議会委員の任期が平成30年7月17日で満了となることから、新たに別紙「新委員名簿案」にあります9名について委員に委嘱するものです。委嘱にあたりましては、小樽市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により市長の意見を聴し同意を得ているところです。

9名のうち、再任の方が6名、新たに承諾を得た方は、小樽家庭婦人スポーツ連絡協議会会長の川田茂子氏、高体連小樽支部から小樽桜陽高校の篠原肇氏、中学校体育連盟から長橋中学校長の本田亨氏の3名であります。

なお、任期は、平成30年7月18日から平成32年7月17日までです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

林教育長 ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

小澤委員 委員の内容ではないのですが、この最後の審議会条例の第2条を見ますと、審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする、とあって、第1号に小樽市教育委員会の諮問に応じて2つのこと、重要事項として調査審議するというふうに書かれています。それで、その任期中の諮問に関わる計画というのは、どのような予定なのかなということをお聞きしたいです。

生涯スポーツ課長 年2回、定例的に開催をしております、翌年度の予算時期に、予算要求の案をお示ししたり、生涯スポーツ課で行っております事業の内容につきまして、御審議をいただいているというところです。スポーツ基本法の中にもこのスポーツ推進審議会のことが定められておまして、法律にも同じようにこういった事項、スポーツの推進に関する事項を審議することというふうに規定されております。

小澤委員 この条文を読むと、諮問に応じて調査審議する、あるいは建議するとなっているので、諮

問事項があつてはじめてこの審議会が機能するのかなと受け止めたのですが、その審議内容というのは、例えば予算についての検討とかという趣旨になるのでしょうか。

生涯スポーツ課長 それが、今のところは、毎年やっている主なところですよ。

小澤委員 わかりました。

林教育長 いろいろ、去年はスポーツの各般にわたって建議をして、答申をいただいて、それをもとに事業計画、それから事業の推進をしているわけですけども、そこら辺の関係を説明させていただいて御意見をもらって、ローリングさせているというような、今はそういう状態ですね。また、新しい計画とかに関わってくる部分、総合計画とかですね、そういうところでは、御意見をいただきながら、それを計画に反映させていくとか、そういった事項もあわせてお願いをしているというのが実情ですね。それから、あとは必ずこの2年間の間にこういうことをやってくださいということで、諮問をするというやり方もあろうかと思うんですけども、ずっとお願いするということになりますと、年2回くらいの予算ではなかなか審議ができないということもあって、結果的にその建議をいただいたことに対して、いろんな御意見をいただきながら、推進をしていくというような形で、今は進めております。

小澤委員 以前、その答申だったか建議だったか定かではないのですが、例えば小樽市の小学校に縄跳び運動を取り入れるというような御意見、答申か建議かわかりませんが、ありましたけれども、そういう形でまだそれが具体化されてないかなというふうに、私は受け止めていたものですから、今後諮問に応じてという内容のものがさらに計画される中で、委員会が構成されるのかなというふうに受け止めていたのですが、今年度はいわゆる予算等に関する問題についての御意見をいただく範囲だと。

林教育長 そうですね。ただ継続して委員にお願いしている方々もたくさんおります。会長も代わっていないということもありますので、そういう意味でいくと、今までの諮問をして答申をいただいた中身の進捗管理などもやっていただく形にはなっておりますので、そういう御意見も審議会の中で当然出てきておりますので、今、縄跳びの状況がどういうふうになっているのかとか、学校の取組状況の計画はどのくらい実践されているかとか、そういう中で、いろんな御意見をいただきながら進めている部分もございます。そういう中で、ローリングしながら、御意見をいただいているという形になっていますね。

小澤委員 わかりました。

林教育長 ほかに御意見ございませんか。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 では、承認をしたいと思います。

続きまして、議案第3号 市立小樽図書館協議会委員の任命案について説明をお願いします。

議案第3号 市立小樽図書館協議会委員の任命案

図書館副館長 議案第3号 市立小樽図書館協議会委員の任命案について、御説明いたします。

この議案を提出いたしましたのは、市立小樽図書館条例第7条の規定により設置しております図書館協議会委員10名のうち、1名の委員に交代がありましたので、この後任を任命するためであります。資料の1枚目が新委員の一覧表、2枚目が旧委員の一覧表になっており、交代する委員を太字で表記しております。

交代する委員であります、小樽市PTA連合会事務局役員 ^{かとうあゆみ}加藤歩前次長より退任届が提出されたため、後任として、^{あさりかずお}浅利和生現次長（望洋台中学校PTA会長）を委員に任命したいと考えております。

なお、任期は、前任者の残任期間である平成31年7月25日までとなります。

以上、本任命案につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

林教育長 ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

林教育長 それでは、本件を了承したいと思います。

次に報告に入ります。報告第1号 平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書調査委員会における教科用図書調査研究の観点についての説明をお願いします。

報告第1号 平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書調査委員会における教科用図書調査研究の観点について

学校教育支援室主幹（指導担当） 報告第1号 平成31年度小樽市使用中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書調査委員会における教科用図書調査研究の観点について、御報告させていただきます。

平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書調査委員会が調査研究するにあたっては、平成31年度使用小樽市中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書調査委員会要領3により、北海道教育委員会が作成する「採択参考資料」を参考として行うこととなっていることから、次のとおり調査研究の観点を定め、現在、調査研究を行っているところでございます。

まず、1枚目の「特別の教科 道徳」の教科用図書調査研究の観点については、小樽市教育委員会として「(4)印刷・製本」の観点を追加しております。

次のページには参考として、北海道教育委員会が作成した採択参考資料に示されている観点と、小樽市教育委員会として追加する観点を示しております。

次に、3枚目を御覧ください。特別支援教育の小委員会が、特別支援学級で使用する一般図書を調査研究する観点ですが、道教委の採択参考資料に示されている観点の中に、印刷・造本に関する観点が含まれておりますので、道教委の観点と全て同じ内容となっております。

教育委員の皆様には、お手元に「教科書編修趣意書」をお配りしておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。なお、道教委の「採択参考資料」については、改めて後日お渡しいたします。

続きまして、平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択に向けた今後の進め方について説明しますので、最後のページの日程を御覧ください。

先月の定例会で協議していただきましたが、採択に当たっては、調査委員会を設置せず、これまでの使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用するなどして採択を行うこととなりました。今後の進め方につきましては、7月26日の定例会後の勉強会において、平成26年度採択における調査研究報告書や採択理由書、平成26年度時点からの変更箇所一覧表について確認し、8月8日の勉強会において、採択に向けた具体的な手順について協議を行い、8月30日の定例会において、教科ごとに採択決定及び採択理由書の決定をしていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

林教育長 ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、報告を終了させていただきます。

次に、報告第2号 公立高等学校配置計画案（平成31年度～33年度）及び平成31年度公立特別支援学校配置計画案について説明をお願いします。

報告第2号 公立高等学校配置計画案（平成31年度～33年度）及び平成31年度公立特別支援学校配置計画案について

学校教育支援室主幹(学務担当) 報告第2号 公立高等学校配置計画案（平成31年度～33年度）及び平成31年度公立特別支援学校配置計画案について、報告いたします。

これらは6月5日に道教委が示したものですが、その中で本市にかかわる部分について御説明いたします。

1枚目の資料を御覧ください。「1. 平成31年度～33年度の公立高等学校配置計画案」において、平成33年度の高校配置計画案では、学級の増減はありませんでした。本編の1

6 ページを御覧ください。ここでは後志学区の計画案について示されておりますが、表の上段には後志学区内と小樽市内の中学校卒業生数の推移が示されております。市内においては平成31年度に前年比で58名が減少することに加え、平成32年度は前年比95名の大幅減が見込まれております。下段には平成30年度の各公立高校の欠員等の状況や平成31年度から33年度までの学級数の増減についての計画案が示されております。

最初の資料にお戻りください。平成31年度から37年度までの中卒者数の増減についてですが、後志学区内では278人、市内では199人の減少が見込まれ、特に平成34年度から37年度の4年間に後志学区内では30人、市内で60人の減少が見込まれるため、後志学区においては「4年間で0～1学級相当の調整が必要」などの見解が引き続き示されております。

続きまして、「2. 平成31年度公立特別支援学校配置計画案」につきましては、本市に関する部分として、平成30年度特別支援学校中学部、中学校特別支援学級等の卒業予定者の進学希望状況をもとに、高等聾学校普通科（重複）、これは聴覚障害と重複して他に障害がある方が所属する普通科ですが、1学級減、そして小樽高等支援学校環境・流通サポート科で1学級減が示されたところです。冊子の4ページを御覧ください。

これらの案は、7月に開催される地域別検討協議会で出た意見を踏まえ、9月に道教委で正式に決定する予定です。

報告は、以上でございます。

林教育長 ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

今年の傾向として、特別支援学校の件ですけど、道央圏を中心に希望者が減っている、減り始めたというような話があって、この高等支援学校が軒並み学級減になっている。今までは逆に急増対策だとかですね、そういうことでどんどん伸ばしていったのですけれども、少し落ち着き始めたのかなというところ、まだ単年度の話なので何とも言えないのでしょうか、そういうような話が出ていますので、高等聾学校は単純に聾学校の生徒たちの受け皿を確保するという観点で、実際に募集定員を決めていますので、自然減という形になると思うのですけど、高等支援学校も同じように希望者を募ってその中で定員調整をしていくというやり方をしているのですけど、そういう意味で少し落ち着いてきたのかなというふうには思いますし、道央圏、相当開設してきましたので、そういうのもあるのかもしれませんね、定員が増えたということもあるのかもしれません。そういう状況です。

ほかに何か、御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、報告第3号 小樽市文化芸術審議会委員の委嘱案についての説明をお願いします。

報告第3号 小樽市文化芸術審議会委員の委嘱案について

生涯学習課長 それでは、報告第3号 小樽市文化芸術審議会委員の委嘱案について、御説明いたします。

小樽市文化芸術審議会委員については、小樽市文化芸術振興条例第19条の規定により市長の附属機関として設置しております。現委員は6月30日をもって任期が満了となり、新たな委員については、平成30年7月1日から平成32年6月30日までの2年間の任期となります。資料の1枚目が新委員の一覧表、2枚目が旧委員の一覧表になっており、交代する委員を網掛けで表記しております。

交代する委員であります。小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会 矢島建氏から、新たに遠藤謙一良氏が推薦されたことから、委員を交代するものであります。なお、市民公募委員につきましては、公募要綱に基づき、1回限り再任することができることとしておりましたので、3名の委員に確認したところ、再任を希望したため、再度委嘱するものです。

以上、小樽市文化芸術審議会委員を委嘱することを御報告いたします。

林教育長 本件に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、報告第4号 第30回おたる運河ロードレース大会について報告をお願いします。

報告第4号 第30回おたる運河ロードレース大会について

生涯スポーツ課長 報告第4号 第30回おたる運河ロードレース大会について御報告いたします。

去る6月17日に第30回おたる運河ロードレース大会が開催されました。当日は、教育委員の皆様には、朝早くから御臨席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今年の大会につきまして、申込状況、当日の受付者数、完走者数の状況を種目別に記載しております。申込数は、合計で3,807名と前年比524名の増加と過去最高となっております。当日の全体の受付者数は、3,556名となっており、申込比で93.4%、完走者数は3,407名で同89.5%となっております。

次に、当日の天候の状況を記載しておりますので御覧ください。当日は、気温が上がりなかつたことなども幸いし、熱中症など救急車による救急搬送もなく、大きな事故等については報告されておられません。昨年に比べますとランナーにとっては涼しく走りやすかつたものと思ひます。

次に、地区別参加申込状況につきまして記載しておりますので御覧ください。小樽市民の

参加は昨年に比べ138名増加し1,015名で26.7%となっております。札幌市からの参加につきましては、昨年に比べ265名増加し1,979名で52.0%となっております。小樽、札幌以外の道内からの参加は572名で15.0%、道外からの参加は31都府県から241名で6.3%となっております。

今年は、第30回大会の節目の開催となり、記念事業として、オリンピックメダリストのエリック・ワイナイナさんをゲストランナーに招聘するとともに、大会前日には前夜祭を開催し、ランナー同士の交流を図ったほか、小樽の地場産品・酒類の提供による懇親会を行い、小樽のPRにも努めたところです。また、大会当日は、昨年に引き続き、開会式前に小樽商科大学の応援団の皆さんによる、ランナーへエールを送るデモンストレーションを行ったほか、エリック・ワイナイナさんがハーフコースの最後尾からスタートし、ランナーの肩を叩きながらごぼう抜きに挑戦するといった企画を実施し、好評を博したところです。さらに、市内の小中学生の参加が大幅に増加したことで、沿道での御家族の観戦も多く、30回記念にふさわしい賑やかな大会となりました。ちなみに、エリック・ワイナイナさんは、ハーフの参加1,693名のうち1,668名を抜き去り、第26位でゴールとなりました。25名のランナーがワイナイナさんから逃げ切ったこととなりました。

今後、今大会の反省点等について集約、とりまとめを行い、実行委員会の競技財政合同部会を開催して協議していくこととしております。

報告は、以上です。

林教育長 ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 ご協力ありがとうございました。
それでは、報告第5号 学校施設のブロック塀について説明をお願いします。

報告第5号 学校施設のブロック塀について

施設管理課長 報告第5号 学校施設のブロック塀について御報告いたします。

6月18日に大阪府北部で発生した地震によりブロック塀が倒壊したことを受けまして、6月20日付けで北海道教育委員会を通じまして文部科学省より「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」という通知が出ております。小樽市内の小中学校においてブロック塀が存在するかを図面で確認し、また、学校にも照会しましたところ、小学校で3校、中学校で1校のブロック塀が確認できております。忍路中央小学校、長橋小学校、朝里小学校、桜町中学校の4校です。

これらについて点検したところ、全てにおいて高さは2.2mを下回っておりますが、建築基準法には高さの他にも基準があります。2枚目の資料を御覧ください。国土交通省のブロック塀点検のチェックポイントです。

忍路中央小学校と桜町中学校のブロック塀は建築基準法上の問題はありません。

ブロック塀の基準といたしまして、高さが1.2mを超える場合は、長さが3.4m以内に「控え壁」というものが必要になります。長橋小学校と朝里小学校のブロック塀に控え壁はありますが、間隔は現行の建築基準法で定められた3.4m以内に1つという基準を超えております。

そのため、長橋小学校は控え壁を取り付ける工事を実施し、ブロック塀を補強することいたします。その理由ですが、長橋小学校のブロック塀は歩道と学校敷地を分離するという役割があります。学校敷地内への自由な侵入を防ぐという意味もあることから、ブロック塀を全てなくしてしまうことはできませんので、現在のブロック塀を生かしまして、建築基準法を満たすよう補強することいたします。

また、朝里小学校のブロック塀につきましても、同じように控え壁の間隔が広いため、こちらはブロック塀自体を撤去いたします。その理由ですが、高さが2.18mあることと、敷地の一部だけに存在していることから、長橋小学校のように歩道と学校敷地を分離するような役割は持っていないため撤去することいたします。

現在、ブロック塀には注意喚起を促す貼紙をするよう学校に依頼しております。

工事は準備が整い次第、開始したいと考えております。

報告は以上です。

林教育長 ただいまの報告に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

荒田委員 国土交通省の紙にあるとおりなのですが、6番の「鉄筋が入っているか」という部分についての調査については、どのように進めているのですか。

施設管理課長 それは、長橋小学校になるのですが、長橋小学校のブロック塀については設計図がありまして、(昭和)53年の10月に作っているのですが、この中に基準を満たすように鉄筋が入っていることが確認できています。また一番下に基礎の根入れの深さというのを「30センチ以上か」と書いていますが、こちらも設計図に載っておりまして、こちらも基準を満たすと(確認できています)。

荒田委員 わかりました。

林教育長 ほかにございますか。

常見委員 朝里小の撤去の、敷地の一部のようなので、というのが、ちょっとよく理解できなくて、一部でないとしてもそれが学校の敷地の中にあるということですか。それとも全く関係ない場所に？

施設管理課長 学校のいちばん端の、道路と学校の間にあるのですが、昔の図面を見ますと、学校の前が全部ブロック塀だったようなのです。それで、そこが全部なくなっていて、一番

最後、端の所だけが残っているような、駐車場の角になっているのですけれども。

常見委員 (塀が) なくても、特に保安上の問題とか、そういうことはない。

施設管理課長 あそこ (の塀) を外しても、(問題) ないと。

常見委員 わかりました、ありがとうございます。

林教育長 ほかにございませんでしょうか。

笹谷委員 準備が出来次第、工事をというお話があったのですけれども、年内にはできそうですか。

施設管理課長 遅くても、夏休み中には完了はできます。

林教育長 その間の注意喚起というのはどういうふうに行うのですか。

施設管理課長 注意喚起の張り紙を、張りまして、朝里小学校のほうは道路がすごく狭い道路なので、黄色と黒のいわゆるトラロープというもので、目立つようにしようと思っています。あと、長橋小学校のほうは、距離が長くて歩道もあるので、こちらは三角コーンを置くような形、張り紙をして、そういうような形で考えています。

林教育長 ほかにございませんか。

市内 (の小中学校) でもこういうブロック塀があって、今の基準には合致しないという状況になっています。安全対策としては早急に実施する必要があるなというふうに思っていますので、これを機会に対応していきたいというふうに思っております。大阪のように、ああいう高い物は本市のほうでは確認されませんでしたので、その点はよかったなというふうに思っていますけれども、これから早急に対応をしてまいりたいというふうに思っています。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 では、本件を終了させていただきます。

それではその他の報告でございますけれども、まず学校施設のひる石について報告をお願いします。

その他 学校施設のひる石について

施設管理課長 学校施設のひる石について御説明いたします。

先日、勤労青少年ホームでロッカーを移動させた際に、アスベストを含むひる石に傷をつ

けてしまい、職員が傷付いた部分をきれいにしようということで、剥離行為を行いました。そのひる石には、アスベストが含まれていたため、剥離行為をしたことが大気汚染防止法に反するというところで問題となっているところです。

そこで、学校施設にあるひる石についてですが、アスベストを含むか否かの分析は行っていない、ひる石が存在する学校についてまとめておりますのが、一覧表でございます。小学校7校、中学校3校の計10校になります。この表には、ひる石はあるものの、アスベストを含んでいないことがわかったものは除いております。この10校の中に、既にアスベストを含んでいるひる石がある、と判明している学校もありません。

「ひる石」はどういったものか…ということですが、実はここの教育委員会庁舎にもありまして、この部屋の天井の梁の表面に吹きつけてある白いゴツゴツしたものがひる石になります。帰りに見ていただけるとわかりますが、階段裏も同じように白いゴツゴツとしたものが吹き付けられており、これもひる石になります。一般的にアスベストと言っているフワフワとした綿状のアスベストとは別物でして、塗装系の吹き付け材で、表面が固化しておりますので、容易に飛散することはないことから、安定しているという表現をされております。

と言いましても、今回の問題を受けまして、先日の予算特別委員会の中で、市長から、学校だけではなく、市役所庁舎などの全施設にあるひる石に0.1%以上のアスベストが含まれているかの定性分析を行なう旨の説明がありました。分析した結果、アスベストが含まれている可能性がありますので、その場合には現在安定しているものが劣化しないうちに、計画的に対応していくということになりまして、詳細については市役所のアスベスト対策委員会で検討をすることとなりました。

ひる石についての説明は以上です。

林教育長 ただ今の説明に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

今回、問題になって新聞に載ったという青少年ホームの関係については、室内の整頓というか、場所の移動、ロッカーの移動だとかというのをされていて、その時に壁にあったひる石を傷付けてしまったらしいのです。それを、含有量があるというのはわかっていたのですが、基準以下だというふうに思っていたのです。その基準が、法が改正になっていて、その古いものをそのまま大丈夫だというふうに思って、処理をしてしまったのですが、それでもやっぱり含有されている物を、何も装着もしないでやってしまうということは、人体に影響がありうるので、それは大気汚染防止法で違法になっているということが、市の職員がやってしまったということがあったので、同じようなひる石を持つ施設について緊急に調査をするという形になったので、御報告をさせていただいたということでございます。新たにそれが、今安定しているのに勝手に傷つけてしまうと、そこのところおかしくなってしまいますので、そういうのを調査して、含有測定をして必要であれば対策を講じるという形になるかと（思います）。

よろしいでしょうか。何かございましたら。よろしいですか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは本件を終了させていただきます。
続きまして、日本遺産の追加認定について説明をお願いいたします。

その他 日本遺産の追加認定について

生涯学習課長 複数の自治体で構成するシリアル型の日本遺産の追加認定について御説明いたします。

平成29年度に11の自治体で既に認定されております、北前船に係る日本遺産、タイトルが「荒海を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」への認定内容変更申請を行い、この度、5月24日付で小樽市を含む27自治体が新たに追加認定されたことを御報告いたします。

日本遺産の追加認定証ですが、酒田市のほうで本書を持っておりまして、小樽市についてはレプリカという形で受領しております。

なお、小樽市における構成文化財は、日和山を含む7つの文化財であります。

認定証のレプリカですが、小樽市を含め、北一硝子、小樽博物館運河館、住吉神社、龍徳寺、恵美須神社、運河プラザ、魁陽亭、海上保安、のほうに掲示することになっております。

以上、小樽市における日本遺産追加認定について、御報告いたします。

林教育長 本件について、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

日本遺産認定には、構成文化財というのが入っておりますので、この文化財が日本遺産の認定を受けている文化財の一覧ということになります。文化財の関係もございまして、報告をさせていただきます。

荒田委員 この指定等の状況というところは、未指定？

生涯学習課長 今回の7つの文化財については全部市の指定も、道の指定も、国の指定も受けていない、全部未指定の物件となっております。

林教育長 聞きたいのは、未指定なのに文化財というのはなぜかということだと思うんですけど。

荒田委員 今後の対応はどうされるのですか。

生涯学習課長 こちらのほうですね、今現在私どものほうで作成している歴史文化基本構想もそうですし、日本遺産の考え方もそうなのですが、文化財を含む関連性のある物、それも文化財群として見ていきたいと思いますというような考えの中でもありますので、今回の日本遺産の認定にあたりましては、未指定物件であっても構わないと。ただし、本市でもし単独型、地域型で申請する前には必ず指定物件が入っていないと、それは国の指定物件が入っていないければ、構成文化財の中に含めていかなければならないという規制はありますが、基本的にはこれは、以前には国の指定の文化財が入っているものに対して、追加の構成文化財ということに

なりますので、未指定物件でも構わないということになっております。今後につきましては、これらの7つの文化財については、指定していくか、していかないかというのは、文化財審議会の中で、そういうような関連者だとか、学識経験者の中から、そういう要請があれば、それらについて私どものほうで調査して、指定に該当するかどうかというのを審議していきたいと、審議というかそれらに対して調査を進めていきたいと考えております。

林教育長 全体の構成文化財の中で、当然ながら文化財に指定されている物というのは、この中に含まれていることにはなる。ただ、小樽市の中で、指定された文化財はこの中に入っていないということなので、例えばシリアル型でいけば、どこかの市の中に国の文化財に指定されている物が必要になるのですが、構成の中で例えば町を跨ぐ場合に、A町には文化財はあるけどB町にはなくても、物語、ストーリー性の中でそこが必要になって物語に出てくる物がこういう形で構成文化財という形で出てくるということですね。

小澤委員 市及び道の指定にはなっていないという意味なのですね。

林教育長 そうです。

小澤委員 わかりました。

林教育長 文化財に相当する物、という意味合いが近いのかな。

小澤委員 何かこれを見た時、日本遺産の指定になっているのに未指定と書いてあるので、どういう意味かなと思って、私も見てたのですが、市及び道の指定にはなっていないけども、日本遺産には指定されたということですね。

林教育長 そうですね。

小澤委員 わかりました。

林教育長 ここの表記の仕方が、文化財として未指定というだけですので。

小澤委員 日本遺産というのは文化財ではないのですか。

林教育長 文化財は含まないとだめなことになってるんだということです。けれども、難しいのは小樽、例えば銀行のウォール街を何かひとつの指定を日本遺産でやるとして、三井銀行が入っているから市の文化財にはなっているのでいいですけど、そのほかのところは文化財に入っていないので、逆に言うと厳しいものがある。あと、国の文化財も一緒に入れなかったらストーリーがどんなに良くても難しい。

小澤委員 わかったような気がします。

林教育長 この際、何かもし聞いておくことがあれば。今後、また（歴史文化）基本構想の、そちらのほうも御報告させていただきますし、地域型の日本遺産をどうするかというところについては、いろいろと御意見をいただくこともあろうかというふうに思いますので。北前船の寄港地という接点の中で、多くの市町村の中の一つということで、プラスされたということ。昨日の市民大学講座もそのお話があったと思いますけど。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 では本件を終了させていただきます。
続きまして、寄附採納について説明をお願いします。

その他 寄附採納について

教育総務課長 寄附が4件ございましたので、御報告いたします。

1件目は、華扇藤之様はなおうぎふじゆきから、小樽市文化芸術振興基金に5万円の御寄附をいただいたものであります。毎年開催しています創作舞踊の発表会の収入からの御寄附であり、本市の文化芸術の振興に役立ててほしいとの御意向であります。なお、華扇様からは昨年も5万円の御寄附をいただいておりますので、今回で2回目となります。

続きまして、2件目は、高坂啓子様たかきかけいこから、小樽市奨学資金基金に10万円の御寄附をいただいたものであります。高坂様からは、平成14年度から御寄附をいただいております、今回で18回目、総額は265万円となります。

続きまして、3件目は、北海道コカ・コーラボトリング株式会社様から市立図書館に対し、図書27冊、3万8,390円相当を御寄附いただいたものであります。図書館の正面玄関に設置しています同社の清涼飲料水の自動販売機の平成29年度の売上から1本につき10円分の図書を御寄附いただいたものでありますけれども、この御寄附につきましては、平成23年度以降毎年いただいております、今回で8回目となります。なお、これまでの総額は33万9,920円となっております。

続きまして、4件目ですが、北海道キリンビバレッジサービス株式会社様から市立図書館に対し、図書15冊、2万4,020円相当を御寄附いただいたものであります。先ほどのコカ・コーラ様と同様に、自動販売機の29年度の売上げから1本につき10円分の図書をいただいたものであります。この御寄附につきましては、平成25年度以降毎年いただいております、今回で6回目となりますけれども、これまでの総額は20万2,180円となっております。

寄付の報告は以上でございます。

林教育長 本件について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 ありがたくちょうだいしたいと思います。

それでは、ただいまから非公開の審議に入りますので、報道関係者、傍聴者の方、おられましたら御退席をお願いいたします。

<非公開の審議開始>

報告第6号 小樽市立学校における働き方改革行動計画について

教育総務課長から、小樽市立学校における働き方改革行動計画について説明し、小澤委員、林教育長、笹谷委員から質問が、常見委員、小澤委員、林教育長、荒田委員から意見があったほか、全委員が了承した。

<非公開の審議終了>

林教育長 以上をもちまして、教育委員会第6回定例会を終了いたします。